

株 主 各 位

大阪市北区大深町4番20号
さくらインターネット株式会社
代表取締役社長兼
最高経営責任者 田中邦裕

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、インターネット又は郵送により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

なお、後記のとおり、本株主総会の模様はインターネット上でライブ配信いたします。従前、株主総会後に実施しておりました事業説明会は、実施いたしません。

また、本年も、**ご来場株主様へのお土産の配布は取りやめさせていただきます。**ご理解のほどお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁及び同封のリーフレットのご案内に従って、2021年6月21日（月曜日）午後5時までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月22日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 大阪市北区梅田三丁目1番1号
ホテルグランヴィア大阪 20階 「鳳凰」

※日時及び場所につきましては、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況の変化により、変更となる可能性がございます。その場合には、速やかに当社ウェブサイト（<https://www.sakura.ad.jp/ir/>）で変更後の日時及び場所につきお知らせしますので、株主様におかれましては、当日ご来場前に必ず当社ウェブサイトをご確認くださいようお願いいたします。

3. 目的事項

報告事項

1. 第22期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第22期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役1名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件

以上

- ◎代表取締役を除く取締役及び監査役は、インターネット会議システムを利用して遠隔地より出席させていただきます。
- ◎当社役職員は軽装にて参加させていただきます。
- ◎当日ご来場の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提示くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（<https://www.sakura.ad.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため株主様へのお願い

- ・株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。
- ・インターネット又は郵送による事前の議決権行使をお願い申し上げます。
- ・ご来場の際は、マスクの持参・着用や手指の消毒など、感染拡大防止にご協力をお願い申し上げます（会場に、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします）。

ライブ配信につきまして

- ・本株主総会の模様は、インターネット上でライブ配信いたします。詳細は以下のURLよりご確認ください。
<https://www.sakura.ad.jp/ir/>
- ・ライブ配信視聴用のログインID・パスワードは以下のとおりです。
ログインID：20210622 パスワード：sakurasokai2021
議決権行使ウェブサイトのID・パスワードとは異なりますのでご注意ください。
- ・ライブ配信のご視聴は、会社法上の出席には該当せず、配信中に議決権行使やご質問をいただくことはできません。
- ・インターネット接続及び利用に関する費用は株主様のご負担となります。
- ・お使いの機器やその状況によっては、ご視聴いただけない場合があります。

インターネット又は郵送による議決権行使について

1. インターネットによる議決権行使

(1) 「スマート行使」による方法

- ①同封の議決権行使書用紙右片に記載のQRコード（※1）をスマートフォン等（※2）にて読み取ります。
- ②当社指定の「スマート行使」ウェブサイトへアクセスし、案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」による議決権行使は1回のみ可能です。議決権行使後に賛否を修正される場合は、下記（2）の方法にてご対応ください。

(2) 議決権行使コード（ID）・パスワード入力による方法

当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）へアクセスし、同封の議決権行使書用紙右片の裏面に記載の議決権行使コード（ID）及びパスワードにてログインの上、案内に従って賛否をご入力ください。

(3) お問い合わせ先について

「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等のご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行 証券代行部までお問い合わせください。

お問い合わせ先：フリーダイヤル 0120-768-524（平日 9:00~21:00）

※1. 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

※2. QRコードを読み取れるアプリケーション（又は機能）が導入されていることが必要です。

2. 郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。ご返送の際は同封の記載面保護シールをお使いいただけます。

3. 議決権行使期限

2021年6月21日（月曜日）午後5時

4. その他

- (1) インターネットと郵送の双方で議決権を行使いただいた場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回議決権を行使いただいた場合は、最後に行使いただいたものを有効とします。
- (2) インターネット接続及び利用に関する費用は株主様のご負担となります。
- (3) インターネットによる議決権行使は、お使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にあり、感染の動向が内外経済に与える影響に十分注意する必要がある状況となっております。

当社グループの属するクラウドサービス市場においては、物理基盤サービスからクラウドサービスへのシフトが鮮明になるとともに、デジタルトランスフォーメーションが進むなかで複数のクラウドサービスを利用するマルチクラウド化が浸透しつつあり、クラウドサービスを中心に安定した成長が続いております。

こうした状況のもと、当社グループはインターネットインフラサービスを多様なラインナップで提供し、カスタマーサクセスの実現に向けてサービス拡充や機能向上に努めてまいりました。その結果、当連結会計年度の売上高は22,168,022千円(前連結会計年度比1.2%増)となりました。

営業利益につきましては、エンジニアの増員による人件費やサービス用機材増加に伴う経費の増加等がありましたが、売上高の増加やリモートワーク前提の働き方に変更したことによる費用の減少、IoTモジュールの簿価切下げを前連結会計年度に計上したこと等により、1,372,469千円(前連結会計年度比46.1%増)となりました。

経常利益につきましては、営業利益の増加などにより、1,099,678千円(前連結会計年度比39.3%増)となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、経常利益の増加や前連結会計年度に多額の減損損失を計上したこと等により、758,363千円(前連結会計年度比373.7%増)となりました。

サービス別の状況は以下のとおりです。

①ハウジングサービス

物理基盤サービスからクラウドサービスへのシフトが続いているなかで解約が発生したため、ハウジングサービスの売上高は2,009,311千円(前連結会計年度比16.6%減)となりました。

②専用サーバサービス

前連結会計年度に高火力コンピューティングサービス大口案件の初期費用売上を計上したことやその他の初期費用売上の減少等により、専用サーバサービスの売上高は4,515,489千円(前連結会計年度比10.7%減)となりました。

③レンタルサーバサービス

セキュリティの向上などの機能改善等を継続して着実にユーザ数を積み増した結果、レンタルサーバサービスの売上高は3,500,291千円(前連結会計年度比3.6%増)となりました。

④VPS・クラウドサービス

VPSサービスやクラウドサービスの継続的な新機能やパートナー企業との連携強化等により、新規顧客の獲得や既存顧客の利用増加を図った結果、VPS・クラウドサービスの売上高は6,517,978千円(前連結会計年度比11.7%増)となりました。

⑤その他サービス

グループ会社等での機器販売売上の増加等により、その他サービスの売上高は5,624,950千円(前連結会計年度比7.5%増)となりました。

サービス区分別の状況

サービス区分	前連結会計年度		当連結会計年度		前連結会計年度比(%)
	売上高(百万円)	売上高構成比率(%)	売上高(百万円)	売上高構成比率(%)	
ハウジングサービス	2,408	11.0	2,009	9.0	△16.6
専用サーバサービス	5,055	23.1	4,515	20.4	△10.7
レンタルサーバサービス	3,380	15.4	3,500	15.8	+3.6
VPS・クラウドサービス	5,835	26.6	6,517	29.4	+11.7
その他サービス	5,230	23.9	5,624	25.4	+7.5
合計	21,908	100.0	22,168	100.0	+1.2

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資の総額（有形固定資産及びソフトウェアの受入ベースの数値。金額には消費税等は含んでおりません。）は、2,212,609千円であり、主に各データセンターの設備強化や機材調達等によるものです。

(3) 資金調達の状況

設備投資等の所要資金は、リース、借入金及び自己資金によっております。

(4) 対処すべき課題

デジタルトランスフォーメーションが進む中、当社グループは成長市場であるクラウド市場において、総合的なクラウドソリューションを提供することで、カスタマーサクセスの実現を目指してまいります。これに向けて、当社グループは以下に取り組んでまいります。

①事業の注力領域の集中

- ・従来のインターネットインフラサービスに関連する幅広いラインナップから、クラウドサービスへと注力領域を集中
- ・IaaS中心からより上位のPaaS、SaaSに注力領域を拡大
- ・グループ全体で総合的なクラウドソリューションを提供

②ポジショニングの明確化

- ・当社の顧客層の中心である入門・初心者層、スモールビジネス層、エンタープライズのスモールシステム層をメインターゲットとし、顧客の利用シーンや成長フェーズに即したカスタマーサクセスの実現
- ・国産クラウドとしての安心、安全性を提供

③経営資源の再配分

- ・データセンター設備のクラウドへの最適化を推進
- ・データセンター運営にかかる人員配置を見直し、エンジニアを顧客サポートやクラウド開発へ振り向け、攻めのサポートとカスタマーサクセスのための開発を強化
- ・オペレーターをソフトウェアエンジニアに育成し、エンジニアプールを拡充

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(注) IaaS (Infrastructure as a Service)、PaaS (Platform as a Service)、SaaS (Software as a Service) とは、クラウドサービスの提供形態によって分類した用語。

IaaS：インターネットを經由してCPUやメモリなどのハードウェア、サーバーやネットワークなどのITインフラを提供するもの。

PaaS：アプリケーションソフトが稼動するためのハードウェアやOSなどのプラットフォーム一式を、インターネット上のサービスとして提供するもの。

SaaS：ソフトウェアをインターネット経由でサービスとして提供するもの。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 19 期 2018年 3 月期	第 20 期 2019年 3 月期	第 21 期 2020年 3 月期	第 22 期 (当連結会計年度) 2021年 3 月期
売 上 高(千円)	17,033,374	19,501,463	21,908,899	22,168,022
経 常 利 益(千円)	574,445	395,841	789,644	1,099,678
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	349,469	91,639	160,091	758,363
1 株 当 た り 当期純利益 (円)	9.29	2.44	4.39	20.79
総 資 産(千円)	26,111,454	31,158,936	28,787,225	27,975,406
純 資 産(千円)	7,889,655	7,344,144	7,424,308	8,113,694

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
ゲヒルン株式会社	41,430 千円	100.0 %	ホスティング事業等
櫻花移動電信有限公司	750,000 香港 ドル	100.0 %	電気通信事業、 コンサルティング事業
アイティーエム株式会社	75,000 千円	100.0 %	ハウジング事業、 ホスティング事業等
ビットスター株式会社	10,000 千円	60.0 %	インターネットサービス事業
プラナスソリューションズ株式会社	100,000 千円	100.0 %	システムインテグレーション事業
IzumoBASE 株式会社	10,000 千円	100.0 %	ストレージソフトウェア製品の開発・販売事業

(7) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社グループは、当社及び連結子会社6社（ゲヒルン株式会社、櫻花移動通信有限公司、アイティーエム株式会社、ビットスター株式会社、プラナスソリューションズ株式会社、IzumoBASE株式会社）の計7社で構成されており、自社グループでデータセンターの運営とインターネットのバックボーンを構築し、それらを基にしたインターネットインフラサービスを提供する事業を行っております。

当社グループが提供するサービスは、以下のとおりです。

①ハウジングサービス

当社グループが運営するデータセンター内に、顧客所有の通信機器類を自由に設置できるスペースと、インターネット接続に必要な回線や電源などを貸与するサービスです。

②専用サーバサービス

当社グループが所有する物理サーバを、専用で利用できるサービス（「さくらの専用サーバ」など）です。独自にサーバの設定が可能であることや、ソフトウェアのインストールに制約が無いことなど、レンタルサーバサービスと比べて自由度の高い点が特徴です。

③レンタルサーバサービス

当社グループが所有する物理サーバを、複数の顧客が共同で利用するサービス（「さくらのレンタルサーバ」など）と、専用で利用できるサービス（「さくらのマネージドサーバ」）です。サーバの設定やソフトウェアのインストールに一定の制約がありますが、専門知識を要するサーバのメンテナンスなどは当社グループが代行いたしますので、顧客の作業負担が大幅に軽減される点が特徴です。

④VPS・クラウドサービス

仮想化技術により、物理サーバ上に複数の仮想サーバを構築し、そのひとつひとつを専用サーバのように利用できるサービスです。基本的に仮想サーバ1台ごとの単体契約となるサービス（「さくらのVPS」など）と、契約の中で複数台サーバのお申し込みとそのネットワーク設定を可能とし、日割や時間割での課金が可能なサービス（「さくらのクラウド」など）があります。物理サーバよりも自由度が高く、優れたコストパフォーマンスが特徴です。

⑤その他サービス

前述の主たる業務に付帯するサービスです。

(8) 主要な営業所等 (2021年3月31日現在)

① 当社

名称	所在地
本社	大阪市北区大深町4番20号 グランフロント大阪タワーA35階
東京支社	東京都新宿区西新宿七丁目20番1号 住友不動産西新宿ビル32階
福岡オフィス	福岡市中央区赤坂一丁目12番15号 読売福岡ビル7階
堂島データセンター	大阪市北区
東新宿データセンター	東京都新宿区
西新宿データセンター	東京都新宿区
代官山データセンター	東京都渋谷区
石狩データセンター	北海道石狩市

② 子会社

名称	所在地
ゲヒルン株式会社	東京都千代田区九段北一丁目3番6号 セーキビル7階
櫻花移動電信有限公司	SUITE 2408, 24/F LIPPO CTR TOWER 2, 89 QUEENSWAY HONG KONG
アイティーエム株式会社	東京都新宿区西新宿七丁目20番1号 住友不動産西新宿ビル32階
ビットスター株式会社	札幌市中央区南7条西一丁目21番地1 第3弘安ビル3階
プラスソリューションズ株式会社	東京都新宿区西新宿七丁目20番1号 住友不動産西新宿ビル32階
IzumoBASE 株式会社	東京都新宿区西新宿七丁目20番1号 住友不動産西新宿ビル32階

(9) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
706名	12名増

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。
2. 従業員数には、契約社員、派遣社員及びアルバイトは含んでおりません。

② 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
543名	11名増	38.72歳	6.93年

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
2. 従業員数には、契約社員、派遣社員及びアルバイトは含んでおりません。

(10) 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,930,189千円
北海道	1,500,000千円
株式会社紀陽銀行	534,750千円
株式会社商工組合中央金庫	498,880千円
株式会社北洋銀行	470,927千円
株式会社北海道銀行	155,240千円
株式会社横浜銀行	121,500千円
株式会社日本政策投資銀行	93,600千円
株式会社三井住友銀行	47,000千円

2. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 99,200,000株
(2) 発行済株式の総数 36,480,056株
(自己株式1,140,644株を除く。)
(3) 株主数 27,919名
(4) 大株主

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
双 日 株 式 会 社	10,585,600	29.01
株 式 会 社 田 中 邦 裕 事 務 所	4,489,600	12.30
鷺 北 賢	1,096,000	3.00
田 中 邦 裕	1,006,400	2.75
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	879,100	2.40
萩 原 保 克	525,200	1.43
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	505,900	1.38
菅 博	467,200	1.28
さくらインターネット従業員持株会	454,100	1.24
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	362,800	0.99

(注) 当社は、自己株式1,140,644株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は、自己株式（1,140,644株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	田 中 邦 裕	内部監査室、さくらインターネット研究所及びES本部担当 最高経営責任者 株式会社田中邦裕事務所代表取締役社長 株式会社アイモバイル社外取締役 株式会社i-plug社外取締役 BBSakura Networks株式会社社外取締役 株式会社ABEJA社外取締役
取 締 役	川 田 正 貴	コーポレート本部担当 最高財務責任者 ES本部副本部長兼ES部部长 ブラスソリューションズ株式会社監査役
取 締 役	伊 勢 幸 一	ES本部本部長 株式会社フォーサイトウェブ取締役
取 締 役	前 田 章 博	社長室担当兼室長 ビットスター株式会社代表取締役
取 締 役	畑 下 裕 雄	株式会社プロキューブジャパン代表取締役社長 株式会社コラボス監査役
取 締 役	猪 木 俊 宏	特定非営利活動法人コムスフィア理事 サイバーbond株式会社代表取締役 猪木法律事務所弁護士 株式会社メルカリ社外監査役 ZETA株式会社社外監査役 株式会社アベルザ社外監査役 株式会社ハヤルカ社外監査役 株式会社Zeals社外監査役
取 締 役	廣 瀬 正 佳	
取 締 役	大 坂 祐 希 枝	
取 締 役	遠 藤 友 美 絵	
常 勤 監 査 役	野 崎 國 弘	
監 査 役	梅 木 敏 行	オシリス株式会社取締役 明建工業株式会社代表取締役
監 査 役	長 谷 川 浩 之	長谷川公認会計士事務所代表 みのりパートナーズ株式会社代表取締役
監 査 役	杉 尾 忠 彦	双日シェアードサービス株式会社監査役

- (注) 1. 取締役畑下裕雄氏、猪木俊宏氏、廣瀬正佳氏、大坂祐希枝氏及び遠藤友美絵氏は、社外取締役であります。
2. 監査役梅木敏行氏、長谷川浩之氏及び杉尾忠彦氏は、社外監査役であります。
3. 監査役星野隆弘氏は、2020年6月26日開催の第21回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。
4. 取締役畑下裕雄氏、猪木俊宏氏及び大坂祐希枝氏並びに監査役長谷川浩之氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

5. 監査役長谷川浩之氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社と株式会社メルカリとの間には、当社サービス提供についての取引関係がありますが、人的関係、資本的關係又はその他の利害関係はございません。社外役員その他の重要な兼職先との間には、重要な取引関係等はございません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各非業務執行取締役（畑下裕雄氏、猪木俊宏氏、廣瀬正佳氏、大坂祐希枝氏及び速藤友美絵氏）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を取締役会決議により決定しており、その概要は、株主総会において決議された取締役の報酬限度額の範囲内で、各取締役の業務分掌の内容、業績への貢献度等を総合的に勘案して決定し、月例報酬として毎月一定の時期に一定の額の金銭報酬を支給する方針としております。なお、支給についての条件は特に定めておりません。また、業績連動報酬及び非金銭報酬は支給しておりません。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法は、代表取締役社長兼最高経営責任者が、業務分掌の内容及び業績への貢献度などを総合的に勘案し、提案のうえ、取締役会が決定するものとしております。

当事業年度にかかる各取締役の報酬額は、取締役会において、代表取締役社長兼最高経営責任者の提案を受け、上記決定方針との整合性を含め審議を行い、決定方針に沿うものであると判断しております。

各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、年額150,000千円以内（うち社外取締役30,000千円以内）であり、2010年6月24日開催の第11回定時株主総会において年額150,000千円以内（うち社外取締役10,000千円以内）、その後、2018年6月26日開催の第19回定時株主総会において社外取締役分を30,000千円以内と決議いただいております。それぞれの定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役1名）及び6名（うち社外取締役3名）です。また、これとは別枠で、2006年6月27日開催の第7回定時株主総会においてストックオプションに係る報酬として年額20,000千円以内の新株予約権の支給を可能とする旨を決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。

監査役の報酬限度額は、2000年10月2日開催の臨時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。また、これとは別枠で、2006年6月27日開催の第7回定時株主総会においてストックオプションに係る報酬として年額10,000千円以内の新株予約権の支給を可能とする旨を決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	97,350 (18,150)	97,350 (18,150)	—	—	7 (3)
監査役 (うち社外監査役)	19,800 (10,200)	19,800 (10,200)	—	—	3 (2)

(注) 上記には、無報酬の取締役及び監査役は含めておりません。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

重要な兼職先と当社との関係につきましては12頁「(1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

② 社外取締役及び社外監査役の活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	畑 下 裕 雄	当事業年度開催の取締役会には13回中13回出席しております。 当社は畑下氏に対し、主に公認会計士及び税理士としての専門的な見地から当社の経営を適切に監督いただくことを期待しておりましたところ、畑下氏は取締役会において、必要に応じ、当該見地から当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
社外取締役	猪 木 俊 宏	当事業年度開催の取締役会には13回中13回出席しております。 当社は猪木氏に対し、主に弁護士としての専門的な見地及び複数のベンチャー企業の取締役・監査役を務める幅広い視点から、当社の経営を適切に監督いただくことを期待しておりましたところ、猪木氏は取締役会において、必要に応じ、当該見地から当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
社外取締役	廣 瀬 正 佳	当事業年度開催の取締役会には13回中13回出席しております。 当社は廣瀬氏に対し、主に国内外の豊富なビジネス経験及び公共事業に代表される大規模プロジェクト等に関する幅広い知識をもって、当社の経営を適切に監督いただくことを期待しておりましたところ、廣瀬氏は取締役会において、必要に応じ、当該見地から当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
社外取締役	大 坂 祐 希 枝	2020年6月の就任後に開催の取締役会には10回中10回出席しております。 当社は大坂氏に対し、主にマーケティングに関する豊富な経験から、マーケティング戦略等を中心に、当社の経営を適切に監督いただくことを期待しておりましたところ、大坂氏は取締役会において、必要に応じ、当該見地から当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
社外取締役	遠 藤 友 美 絵	2020年6月の就任後に開催の取締役会には10回中10回出席しております。 当社は遠藤氏に対し、主にIR及びグローバル・ダイバーシティ推進に関する豊富な経験から、当社の経営を適切に監督いただくことを期待しておりましたところ、遠藤氏は取締役会において、必要に応じ、当該見地から当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外監査役	梅 木 敏 行	当事業年度開催の取締役会には13回中13回、また監査役会には13回中13回出席しております。当社は梅木氏に対し、主に経営管理に関する豊富な経験と幅広い見識から、当社の経営を適切に監督いただくことを期待してありましたところ、梅木氏は取締役会及び監査役会において、必要に応じ、当該見地から当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
社外監査役	長 谷 川 浩 之	当事業年度開催の取締役会には13回中13回、また監査役会には13回中13回出席しております。当社は長谷川氏に対し、主に公認会計士及び税理士としての専門的な見地から、当社の経営を適切に監督いただくことを期待してありましたところ、長谷川氏は取締役会及び監査役会において、必要に応じ、当該見地から当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
社外監査役	杉 尾 忠 彦	2020年6月の就任後に開催の取締役会には10回中10回、また監査役会には10回中10回出席しております。当社は杉尾氏に対し、主に財務及びリスク管理に関する豊富な経験から、当社の経営を適切に監督いただくことを期待してありましたところ、杉尾氏は取締役会及び監査役会において、必要に応じ、当該見地から当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

5. 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

(1) 被保険者の範囲

当社は、当社及び当社の国内子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当該保険契約は、株主代表訴訟又は第三者訴訟等により、被保険者が負担することになる損害賠償金及び訴訟費用等を、填補の対象としております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者が違法であることを認識しながら行った行為等に起因する損害については、補填されないこととしております。なお、保険料は当社及び当社の国内子会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

6. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 29,540千円 |
| ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 29,540千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障のある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

7. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）について決議しており、その概要は以下のとおりです。

- ① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、全社のコンプライアンスの実施状況と問題点を把握及び是正する。
 - ・内部通報制度により、法令違反行為等に関する行為の早期発見、是正及び防止に努める。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・職務執行に係る情報は、文書管理規程に従い、文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。
 - ・取締役及び監査役は、上記文書等を常時閲覧することができる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・企業活動の持続的発展を阻害するリスクに対処するため、リスク管理規程を制定する。
 - ・社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、全社のリスク管理の実施状況と問題点を把握及び是正する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・職務権限規程に基づき取締役会の職務権限を明確にし、その機能の重点を重要な経営事項へ特化する。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ・グループ会社管理規程に基づき、当社は子会社より定期的に経営事項の報告を受ける。その内容は取締役会において共有され、必要に応じて課題及び経営方針の検討が行われる。
 - ・グループ会社管理規程に基づき、子会社における重要事項の実施においては、事前に当社の承認を必要とする。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・ 監査役は、内部監査部門所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができる。
 - ・ 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。
- ⑦ 監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・ 監査役職務を補助すべき使用人に対し、監査役の指示に従い、監査業務を優先的に遂行させるとともに、当該業務に必要な権限を付与する。
- ⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人等が当社の監査役に報告するための体制、並びに報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・ 当社及び子会社の取締役及び使用人等は、重大な法令・定款への違反行為及び会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要な事項等について、当社の監査役に報告を行う。
 - ・ 当社の監査役に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- ⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・ 監査役が、職務の執行に伴う費用を請求したときは、当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに処理する。
- ⑩ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・ 監査役は、取締役会及びその他重要な意思決定に係る会議に出席し、取締役との意見交換及び情報連携を行っている。
 - ・ 監査役は、内部統制及び内部監査状況の報告を担当部門より受けるとともに、会計監査人と定期的に意見交換及び情報連携を行い、必要に応じて顧問弁護士から助言を受けている。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた体制
 - ・ 暴力団その他の反社会的勢力との関係を一切持たず、不当な要求へは毅然とした態度を取り、その活動を助長する行為を行わないことを徹底する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況は次のとおりであります。

① コンプライアンス及び損失の危険の管理に対する取組みの状況

平時及び緊急事態の発生時のリスク管理をより実効性の高いものとするため、リスク管理計画及び体制を見直すとともに、緊急時を想定した連絡テストを1回実施しました。また、当社の全使用人を対象とした全社教育を1回実施し、コンプライアンス意識の向上に取り組みました。

② 職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組みの状況

当社は、業務執行体制として執行役員を設けており、経営の意思決定と業務執行の分離の確立を図っております。また、執行役員が取締役会へ出席することにより、取締役会での決議にあたり、より詳細で正確な業務情報の反映を可能としています。

③ 当社グループにおける業務の適正の確保に対する取組みの状況

グループ会社管理規程に基づき子会社の経営管理体制を統括し、取締役会においては、子会社の経営状況が毎月当社役員へ共有されています。また、内部監査室は、子会社に対する監査を実施しています。

④ 監査役監査の実効性の確保に対する取組みの状況

監査役は、当社内部統制の状況を全社へ報告する内部統制委員会に出席するほか、四半期に一度、会計監査人より監査報告を受けています。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	7,755,281	流 動 負 債	10,038,666
現金及び預金	4,174,765	買 掛 金	557,510
売 掛 金	2,167,241	短 期 借 入 金	1,035,000
商 品 及 び 製 品	21,002	1年内返済予定の長期借入金	933,568
貯 蔵 品	575,462	リ ー ス 債 務	1,347,837
そ の 他	831,430	未 払 法 人 税 等	114,992
貸 倒 引 当 金	△14,621	前 受 金	4,552,858
固 定 資 産	20,220,125	賞 与 引 当 金	327,519
有 形 固 定 資 産	17,428,778	そ の 他	1,169,378
建物及び構築物	7,914,504	固 定 負 債	9,823,045
工具、器具及び備品	2,638,475	長 期 借 入 金	3,383,518
土 地	640,139	リ ー ス 債 務	5,522,672
リ ー ス 資 産	6,224,957	資 産 除 去 債 務	865,224
そ の 他	10,700	そ の 他	51,630
無 形 固 定 資 産	468,090	負 債 合 計	19,861,711
そ の 他	468,090	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	2,323,256	株 主 資 本	8,003,006
投資有価証券	371,967	資 本 金	2,256,921
繰延税金資産	493,916	資 本 剰 余 金	1,366,388
そ の 他	1,463,577	利 益 剰 余 金	4,979,727
貸 倒 引 当 金	△6,204	自 己 株 式	△600,029
資 産 合 計	27,975,406	その他の包括利益累計額	1,035
		その他有価証券評価差額金	△0
		為替換算調整勘定	1,035
		非 支 配 株 主 持 分	109,653
		純 資 産 合 計	8,113,694
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	27,975,406

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		22,168,022
売上原価		16,478,309
売上総利益		5,689,713
販売費及び一般管理費		4,317,243
営業利益		1,372,469
営業外収益		
受取利息	37	
受取配当金	3,120	
持分法による投資利益	4,646	
貸倒引当金戻入額	8,081	
業務受託料	12,860	
受取出向料	5,322	
受取地代家賃	4,394	
その他の	4,860	43,324
営業外費用		
支払利息	199,731	
寄付金	50,000	
その他	66,384	316,115
経常利益		1,099,678
特別利益		
固定資産売却益	9	
違約金収入	72,670	
受取和解金	54,513	127,193
特別損失		
固定資産売却損	6,325	
固定資産除却損	19,824	
減損損失	100,019	
支払和解金	10,000	
その他の	5,844	142,014
税金等調整前当期純利益		1,084,857
法人税、住民税及び事業税	190,919	
法人税等調整額	113,977	304,897
当期純利益		779,959
非支配株主に帰属する当期純利益		21,596
親会社株主に帰属する当期純利益		758,363

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,256,921	1,366,388	4,312,563	△600,029	7,335,843
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△91,200		△91,200
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益			758,363		758,363
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	667,163	-	667,163
当 期 末 残 高	2,256,921	1,366,388	4,979,727	△600,029	8,003,006

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	△3	411	408	88,056	7,424,308
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△91,200
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益					758,363
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	3	623	626	21,596	22,223
当 期 変 動 額 合 計	3	623	626	21,596	689,386
当 期 末 残 高	△0	1,035	1,035	109,653	8,113,694

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 6社

連結子会社の名称

ゲヒルン株式会社

櫻花移動通信有限公司

アイティーエム株式会社

ビットスター株式会社

プラナスソリューションズ株式会社

IzumoBASE株式会社

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社数 2社

会社等の名称

株式会社S2i

BBSakura Networks株式会社

持分法適用関連会社である株式会社S2iは、決算日が異なるため、連結計算書類作成にあたり、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

② 持分法を適用しない関連会社のうち主要な会社等の名称

有限責任事業組合福岡市スタートアップ支援施設運営委員会

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない関連会社等は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に与える影響は軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ たな卸資産

商品及び製品、貯蔵品

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。ただし、2016年3月31日までに取得した建物及び構築物（石狩データセンターに係る建物及び構築物を除く）については、定率法を採用しております。

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分） 主に5年（社内における利用可能期間）

ハ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

□ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、櫻花移動通信有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

なお、その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

□ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

ハ のれんの償却方法及び償却期間

計上後5年以内でその効果の発現する期間にわたり定額法により償却しております。

ニ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

II. 表示方法の変更にに関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「固定負債」の「その他」に含めておりました「資産除去債務」については、重要性が高まったため、当連結会計年度より区分掲記しております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取地代家賃」については、重要性が高まったため、当連結会計年度より区分掲記しております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結注記表に「Ⅲ.会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

III. 会計上の見積りに関する注記

資産除去債務

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

資産除去債務 955,237千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

データセンター及び事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等につき、有形固定資産の除去に要する将来キャッシュ・フローを見積もっております。

当該有形固定資産の除去に要する将来キャッシュ・フローは、過去における類似の特性を有する拠点の資産で発生した原状回復工事の実績額、除去サービスを行う業者など第三者からの情報、賃貸契約開始時の原状回復工事見積金額等に基づき、見積り計算を行っております。

② 主要な仮定

上記のとおり、有形固定資産の除去に要する将来キャッシュ・フローについて、過去における類似の特性を有する拠点の資産で発生した原状回復工事の実績額、除去サービスを行う業者など第三者からの情報、賃貸契約開始時の原状回復工事見積金額等で見積り計算を行う等、一定の仮定を設定しております。

③ 翌年度の連結計算書類に与える影響

経済状況や市況による工事単価の変動、想定していない工事の発生等により、実際に生じた工事金額が見積り金額と異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

IV. 会計上の見積りの変更に関する注記

当連結会計年度において、当社事業所の一部を退去することを決議したため、退去後利用見込みのない固定資産について耐用年数を見直すとともに、不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務として計上していた資産除去債務の使用見込期間の変更を行いました。また、資産除去債務について、退去等による新たな情報の入手に伴い、退去時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。

これらの見積りの変更により、資産除去債務の増加額348,294千円を変更前の残高に加算するとともに、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ139,063千円減少しております。

V. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産

担保に供している資産は次のとおりであります。

建物及び構築物	3,832,595千円
土地	640,139千円
計	4,472,735千円

担保付債務は次のとおりであります。

1年内返済予定の長期借入金	300,720千円
長期借入金	865,860千円
長期借入金に対する銀行保証	1,500,000千円
計	2,666,580千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 14,545,508千円

VI. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	37,620,700	-	-	37,620,700

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	91,200	利益剰余金	2.50	2020年 3月31日	2020年 6月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月22日 定時株主総会	普通株式	109,440	利益剰余金	3.00	2021年 3月31日	2021年 6月23日

Ⅶ. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

主にインターネットデータセンター事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入やリース取引）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は利用しておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式や投資事業有限責任組合への出資金であり、発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、販売管理規程及び与信管理規程に従い、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

また、外貨建の預金及び営業債権債務については、残高が僅少であり、市場リスクを管理する重要性が低いと考えております。

ハ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき経理財務部が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2）を参照ください）。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
① 現金及び預金	4,174,765	4,174,765	—
② 売掛金	2,167,241		
貸倒引当金（※）	△14,621		
	2,152,620	2,152,620	—
資産計	6,327,385	6,327,385	—
① 1年内返済予定の長期借入金	933,568	933,568	—
② リース債務（短期）	1,347,837	1,347,837	—
③ 長期借入金	3,383,518	3,352,750	△30,767
④ リース債務（長期）	5,522,672	5,470,613	△52,059
負債計	11,187,595	11,104,769	△82,826

（※）売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

① 現金及び預金、② 売掛金

すべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

① 1年内返済予定の長期借入金、② リース債務（短期）

すべて短期で返済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ 長期借入金

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

④ リース債務（長期）

元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	187,427
投資事業有限責任組合出資金	184,539

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	4,173,262	—	—	—
売掛金	2,167,241	—	—	—
合計	6,340,503	—	—	—

(注4) 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	933,568	716,946	608,785	519,172	305,372	1,233,243
リース債務	1,347,837	1,176,638	1,513,398	747,414	765,357	1,319,863
合計	2,281,405	1,893,584	2,122,183	1,266,586	1,070,729	2,553,106

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 219円41銭
- (2) 1株当たり当期純利益 20円79銭

Ⅸ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

さくらインターネット株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 仲下 寛司 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林 雅史 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、さくらインターネット株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、さくらインターネット株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	5,570,480	流動負債	8,439,890
現金及び預金	2,770,839	買掛金	210,888
売掛金	1,695,629	短期借入金	1,035,000
商品及び製品	21,638	1年内返済予定の長期借入金	854,204
貯蔵品	565,636	リース債務	1,334,629
前渡金	19,482	未払金	536,313
前払費用	490,166	設備関係未払金	77,282
その他	20,222	未払費用	62,957
貸倒引当金	△13,134	未払法人税等	42,474
固定資産	20,318,282	前受金	3,670,007
有形固定資産	17,492,800	前受収益	705
建物	7,822,402	預り金	22,751
構築物	76,560	賞与引当金	310,436
工具、器具及び備品	2,735,750	資産除去債務	90,013
土地	640,139	その他	192,226
リース資産	6,207,246	固定負債	9,678,993
建設仮勘定	10,700	長期借入金	3,279,151
無形固定資産	382,375	リース債務	5,483,221
商標権	15,810	資産除去債務	865,224
ソフトウェア	311,640	その他	51,395
その他	54,924	負債合計	18,118,883
投資その他の資産	2,443,106	純資産の部	
投資有価証券	186,940	株主資本	7,769,879
関係会社株式	553,644	資本金	2,256,921
その他の関係会社有価証券	58,288	資本剰余金	1,361,862
長期貸付金	250,000	資本準備金	1,361,862
長期前払費用	259,801	利益剰余金	4,751,125
繰延税金資産	432,453	利益準備金	43,548
その他	701,978	その他利益剰余金	4,707,576
		繰越利益剰余金	4,707,576
		自己株式	△600,029
		評価・換算差額等	△0
		その他有価証券評価差額金	△0
資産合計	25,888,762	純資産合計	7,769,879
		負債・純資産合計	25,888,762

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		18,423,737
売上原価		13,830,196
売上総利益		4,593,540
販売費及び一般管理費		3,632,421
営業利益		961,119
営業外収益		
受取利息	681	
受取配当金	3,120	
貸倒引当金戻入額	1,478	
業務受託料	18,860	
受取出向料	17,574	
その他の	3,820	
営業外費用		45,535
支払利息	195,272	
寄付金	50,000	
その他の	49,188	
経常利益		294,461
特別利益		712,193
固定資産売却益	9	
違約金収入	15,657	
受取和解金	54,513	
特別損失		70,180
固定資産除却損	17,587	
固定資産売却損	6,325	
減損	75,975	
その他の	11,119	
税引前当期純利益		111,008
法人税、住民税及び事業税	113,691	
法人税等調整額	92,111	
当期純利益		205,802
		465,563

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	2,256,921	1,361,862	1,361,862	43,548	4,333,213	4,376,762
当期変動額						
剰余金の配当					△91,200	△91,200
当期純利益					465,563	465,563
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	-	-	374,363	374,363
当期末残高	2,256,921	1,361,862	1,361,862	43,548	4,707,576	4,751,125

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△600,029	7,395,516	△3	△3	7,395,512
当期変動額					
剰余金の配当		△91,200			△91,200
当期純利益		465,563			465,563
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			3	3	3
当期変動額合計	-	374,363	3	3	374,366
当期末残高	△600,029	7,769,879	△0	△0	7,769,879

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他の関係会社有価証券

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② たな卸資産

商品及び製品、貯蔵品

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。ただし、2016年3月31日までに取得した建物及び構築物（石狩データセンターに係る建物及び構築物を除く）については、定率法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分） 主に5年（社内における利用可能期間）

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

II. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に「Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

III. 会計上の見積りに関する注記

資産除去債務

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

資産除去債務 955,237千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記」資産除去債務に記載した内容と同一であります。

IV. 会計上の見積りの変更に関する注記

当事業年度において、当社事業所の一部を退去することを決議したため、退去後利用見込みのない固定資産について耐用年数を見直すとともに、不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務として計上していた資産除去債務の使用見込期間の変更を行いました。また、資産除去債務について、退去等による新たな情報の入手に伴い、退去時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。

これらの見積りの変更により、資産除去債務の増加額348,294千円を変更前の残高に加算するとともに、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ139,063千円減少しております。

V. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産

担保に供している資産は次のとおりであります。

建物	3,832,346千円
構築物	248千円
土地	640,139千円
計	4,472,735千円

担保付債務は次のとおりであります。

1年内返済予定の長期借入金	300,720千円
長期借入金	865,860千円
長期借入金に対する銀行保証	1,500,000千円
計	2,666,580千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 14,554,359千円

(3) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

関係会社に対する短期金銭債権	43,879千円
関係会社に対する長期金銭債権	250,000千円
関係会社に対する短期金銭債務	42,822千円

VI. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	251,693千円
仕入高	754,065千円
販売費及び一般管理費	87,317千円
営業取引以外の取引による取引高	46,920千円

Ⅶ. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	1,140,644	—	—	1,140,644

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

資産除去債務	300,385千円
前受金	140,914千円
賞与引当金等	108,363千円
関係会社株式評価損	102,649千円
投資有価証券評価損	33,068千円
たな卸資産評価損	26,061千円
未払家賃	13,381千円
減損損失	12,088千円
未払事業税	7,450千円
減価償却費	5,070千円
未払事業所税	4,417千円
貸倒引当金	4,021千円
その他	21,274千円
繰延税金資産小計	779,146千円
評価性引当額	△154,394千円
繰延税金資産合計	624,752千円

繰延税金負債

資産除去費用	△192,299千円
繰延税金負債合計	△192,299千円
繰延税金資産純額	432,453千円

Ⅸ. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	212円99銭
(2) 1株当たり当期純利益	12円76銭

X. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

さくらインターネット株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 仲下 寛司 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林 雅史 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、さくらインターネット株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月24日

さくらインターネット株式会社 監査役会

常勤監査役	野崎 國弘	㊟
社外監査役	梅木 敏行	㊟
社外監査役	長谷川 浩之	㊟
社外監査役	杉尾 忠彦	㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の事業展開及び内部留保の状況等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき3円
総額 109,440,168円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月23日

第2号議案 取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって、社外取締役畑下裕雄氏は任期満了となりますので、取締役1名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
はた した ひろ お 畑 下 裕 雄 (1972年12月2日生)	1995年4月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 1998年4月 公認会計士登録 2000年10月 Arthur Andersen Portland事務所 2002年10月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）マネージャー 2005年4月 株式会社プロキューブジャパン設立 代表取締役社長（現任） 2007年7月 公認内部監査人（CIA）認定 2010年5月 税理士登録 2014年1月 株式会社Lyudia（現Ingenico Japan株式会社）監査役 2015年6月 当社社外取締役（現任） 2017年7月 株式会社タジマ監査役（現任） 2018年6月 株式会社コラボス監査役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社プロキューブジャパン代表取締役社長 株式会社コラボス監査役 （社外取締役候補者とした理由及び期待される役割） 公認会計士及び税理士としての専門的な知識・経験を有しているため、その経験と知見により、当社の経営を適切に監督いただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものです。	0株

- (注) 1. 畑下裕雄氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 畑下裕雄氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本総会において同氏の再任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
3. 当社は畑下裕雄氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額であり、本総会において同氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主代表訴訟又は第三者訴訟等により、被保険者が負担することになる損害賠償金及び訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。本総会において畑下裕雄氏の再任が承認された場合、同氏は当該保険契約の被保険者となる予定です。また、次回の当該保険契約の更新時には、同内容での更新を予定しております。
5. 畑下裕雄氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって6年であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役野崎國弘氏は任期満了により、杉尾忠彦氏は辞任により退任いたしますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、広瀬智之氏は杉尾忠彦氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任した監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	※ <small>やまぐち</small> 山口 やよい (1961年3月8日生)	1982年4月 川崎製鉄株式会社(現JFEスチール株式会社) 1990年4月 アーサーアンダーセン・アンド・カンパニー(現有限責任あずさ監査法人) 1992年7月 株式会社数理技研 Unix Business Association 出向 1999年5月 清友監査法人 2000年1月 米国公認会計士登録(サウスダコタ州) 2005年6月 特定非営利活動法人オープンソースソフトウェア協会監事 2009年7月 山口会計事務所開設 代表(現任) 2014年4月 一般財団法人夢チャレンジ財団評議員(現任) 2016年12月 株式会社LSIテクノ(現株式会社レスターエレクトロニクス) 社外監査役 2018年3月 株式会社Sedibus Corporate Advisory 社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 山口会計事務所代表 (社外監査役候補者とした理由) 監査法人での勤務経験及び米国公認会計士としての活動から、会計に関する専門的な知識・経験を有していることに加え、IT関連企業でのマネジメント経験やIT関連団体での監事の経験を有し、IT業界にも精通していることから、当社の経営を適切に監督いただくべく、社外監査役として選任をお願いするものです。なお、山口やよい氏は、過去に社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。	0株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
2	※ひろ せ とも ゆき 広 瀬 智 之 (1970年8月9日生)	1995年4月 日商岩井株式会社 (現双日株式会社) 2001年1月 日商岩井ニュージーランド会社取締役 Juken Nissho Ltd (現Juken New Zealand Ltd) 取締役 2004年10月 双日株式会社 2012年10月 同社生活産業部門企画業務室企画課長 2014年4月 同社食料アグリビジネス本部肥料事業課長 2015年4月 同社食料アグリビジネス本部アグリビジネ ス部長 2019年4月 双日ブラジル会社社長 2021年4月 双日株式会社ビジネスイノベーション推進 室長 (現任) (社外監査役候補者とした理由) 幅広い分野のビジネスの推進経験及び複数の海外現地法人の経営経験を有しているため、そのグローバルで多様な視点から当社の経営を適切に監督いただくべく、社外監査役候補者として選任をお願いするものです。	0株

- (注) 1. ※は新任の監査役候補者であります。
 2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 3. 山口やよい氏及び広瀬智之氏は社外監査役候補者であります。なお、本総会において山口やよい氏が選任された場合、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
 4. 本総会において両氏が選任された場合、当社は両氏の間で会社法第427条第1項の規定に基づき、法令の定める最低責任限度額を限度額として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
 5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主代表訴訟又は第三者訴訟等により、被保険者が負担することになる損害賠償金及び訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。本総会において両氏が選任された場合、両氏は、当該保険契約の被保険者となる予定です。また、次回の当該保険契約の更新時には、同内容での更新を予定しております。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市北区梅田三丁目1番1号
ホテルグランヴィア大阪 20階 鳳凰
TEL (06)6344-1235



- JR大阪駅（中央口）より徒歩すぐ
- 地下鉄御堂筋線梅田駅より徒歩7分

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応につきまして

【当社の対応】

- ・代表取締役を除く取締役及び監査役は、インターネット会議システムを利用して遠隔地より出席させていただきます。
- ・本株主総会の模様は、インターネット上でライブ配信いたします。詳細は右記のURLよりご確認ください。 <https://www.sakura.ad.jp/ir/>
- ・ライブ配信視聴用のログインID・パスワードは以下のとおりです。
ログインID：20210622 パスワード：sakurasokai2021
議決権行使ウェブサイトのID・パスワードとは異なりますのでご注意ください。
- ・ライブ配信のご視聴は、会社法上の出席には該当せず、配信中に議決権行使やご質問をいただくことはできません。
- ・事業説明会は実施いたしません。
- ・会場には、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
- ・当社役員は、マスクや手袋等を着用の上で対応させていただきます。
- ・ご来場株主様へのお土産の配布はございません。

【株主様へのお願い】

- ・株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。
- ・インターネット又は郵送による事前の議決権行使をお願い申し上げます。
- ・ご来場の際は、マスクの着用や手指の消毒など、感染拡大防止にご協力をお願い申し上げます。